

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書 新旧対照表 (平成22年7月1日改正)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(納付金関係業務等)</p> <p>第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害法第49条第1項第2号から第8号までの助成金(障害法第73条第1項又は第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第2項及び第12条において「助成金」という。)の支給</p> <p>(3) 障害法第49条第1項第8号の2に規定する障害者の技能に関する競技大会に係る業務(障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。)</p> <p>(4) 障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査若しくは講習の業務又は障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の業務として次に掲げる業務(障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第3項において「研究調査業務等」という。)</p> <p>イからへまで(略)</p> <p>(5) から(7)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 調整金の支給については、障害法第49条第1項第1号及び第2項、第50条、第52条第2項、第69条、第72条、附則第4条第1項及び附則第5条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号。以下「障害法施行令」という。)第14条から第16条まで並びに障害法施行規則第15条、第16条及び第33条に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 助成金の支給については、障害法第51条、第52条第2項、第73条及び第74条並びに障害法施行規則第17条から第22条の5までに規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 納付金の徴収については、障害法第52条第1項、第3章第2節第2款、第69条、第72条、附則第4条第1項及び附則第5条第1項、障害法施行令第17条から第19条まで並びに障害法施行規則第26条から第33条までに定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(納付金関係業務等)</p> <p>第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害法第49条第1項第2号から第8号までの助成金(障害法第72条第3項、第73条第1項又は第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第2項及び第12条において「助成金」という。)の支給</p> <p>(3) 障害法第49条第1項第8号の2に規定する障害者の技能に関する競技大会に係る業務(障害法第72条第3項、第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。)</p> <p>(4) 障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査若しくは講習の業務又は障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の業務として次に掲げる業務(障害法第72条第3項、第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第3項において「研究調査業務等」という。)</p> <p>イからへまで (略)</p> <p>(5) から(7)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 調整金の支給については、障害法第49条第1項第1号及び第2項、第50条、第52条第2項、第69条、第72条、<u>第72条の2、第72条の5、第72条の6、附則第4条第1項及び附則第5条第1項</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号。以下「障害法施行令」という。)第14条から第16条まで並びに障害法施行規則第15条、第16条、<u>第33条及び第33条の2</u>に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 助成金の支給については、障害法第51条、第52条第2項、<u>第69条、第72条、第73条及び第74条並びに障害法施行規則第17条から第22条の5までに規定するもの</u>のほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 納付金の徴収については、障害法第52条第1項、第3章第2節第2款、第69条、<u>第72条、第72条の2、第72条の5、第72条の6</u>、附則第4条第1項及び附則第5条第1項、障害法施行令第17条から第19条まで並びに障害法施行規則第26条から<u>第33条の2</u>までに定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p>

5 (略)

6 報奨金の支給については、障害法第52条第2項、附則第4条第2項、第3項、第7項から第10項まで及び附則第5条第1項並びに障害法施行令附則第9項及び第10項並びに障害法施行規則附則第2条及び第3条に定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

7 特例報奨金の支給については、障害法第52条第2項、附則第4条第2項及び同条第4項から第9項まで並びに障害法施行令附則第9項及び第10項並びに障害法施行規則附則第3条の2及び第3条の3に定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

第12条から第33条まで (略)

る。

5 (略)

6 報奨金の支給については、障害法第52条第2項、附則第4条第2項、第3項、第7項から第13項まで及び附則第5条第1項並びに障害法施行令附則第8項及び第9項並びに障害法施行規則附則第2条及び第3条に定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

7 特例報奨金の支給については、障害法第52条第2項、附則第4条第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項並びに障害法施行令附則第8項及び第9項並びに障害法施行規則附則第3条の2及び第3条の3に定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

第12条から第33条まで (略)